

主要用語解説

本書理解のために、重要な用語および本文中に定義・訳語を記さなかった用語について、簡単な説明を付した。以下は、日本イスラム協会監修『イスラム事典』（平凡社、1982年）（文末に(I)と記したもの）、板垣雄三編『新・中東ハンドブック』（講談社、1992年）（文末に(C)と記したもの）、および *The Encyclopaedia of Islam*、ライデン、E. J. Brill、1960年～（文末に(E)と記したもの）を引用、ないし本書の意図に即して要約したものである。なお文末に何ら付記していないものは編者の文責による。

アサビーヤ ('aṣabīya) 「集団における連帯意識」の意。もとは部族や氏族の血縁による連帯意識を意味する。(I)

アーシューラー ('ashūrā') ヒジュラ(Hijra)暦1月（ムハッラム, muḥarram）10日のこと。シア派ではイマーム・フサインがこの日にウマイヤ軍に虐殺されたのを記念して、盛大な哀悼祭を行なう。ここで行なわれる一連の行事をタアズィア (ta'zīya) と呼ぶ。(I)

アミール (amīr) 「司令官」「総督」の意。転じて支配者や王族の称号としても使われる。(I)

アール (al) 広義の家族・親族。(E)

イフワーン (ikhwān) 「兄（弟）」(ukh) の複数形。兄弟のような関係にある人々、すなわち同胞、仲間を意味することが多い。(I)

ヴィラーヤ (wilaya) 「主権」の意。後に支配者の権威範囲を指すようになり、16世紀以降のトルコにおいては行政区画の最大単位として使用される。(E)

ウシュル ('ushr) 「10分の1」の意。イスラーム法では、ムスリムのザカート (zakāt, 喜捨) のうち土地に課せられるもの、ムスリムとジンミー (dhimmi, 非ムスリム) の商人に課せられる商業税、敵国人の商人に課せられる関税を意味する。(I)

ウラマー ('ulama') イスラームの学者・宗教指導者層。単数はアーリム ('alim)。(I)

ウルーバ ('urūba) アラブとしての性質。アラビズム。歴史的に、アラビア語を介して他の集団と自己を区別する原初的感情として存在してきたが、19世紀末までは政治の場において主義主張として表明されることはない。(C)

ウンマ (umma) イスラーム共同体。世俗的には「民族」「国家」の意味に用いられる場合もある。(I)

エフェンディ (efendi, アラビア語表記では afandī) ビザンチン・ギリシア語の「主人」を語源とするオスマン・トルコ語。教育を受けた男性に対する尊称。(E)

オムダ(‘umda) 「村長」「知事」など、小規模の共同体の長を指す。

カーム(qā’immaqām) 元々オスマン帝国において大宰相不在の際の臨時代行に任命された将軍を意味する。19世紀以降カーダー行政区域に配属される文官を指す言葉としても使用される。(E)

カウミーヤ(qawmīya) カウムとは部族・民族を意味し、特に言語や文化、文化伝統を支える宗教的基盤などの上に成立する「民族」としての意味が強調される。カウミーヤとはアラブの結び付きをカウムとして把握、その統一の実現を求める思想。(I)

カーダー(qādā) トルコにおける行政区画の最小単位。(E)

カーディー(qādī) イスラーム法に基づき民事・刑事の訴訟に判決を下す裁判官。(I)

カーフィル(kafir) 無信仰者の意味。(I)

コーラン(al-Qur’ān) 正しくはクルアーン。預言者ムハンマドが啓示を受けてから死に至るまでの間に神から下されたとされる啓示を人々が記憶し、第三代カリフの時に集録したイスラームの根本聖典。(I)

サアル(tha’r) ベドゥインなどの部族的構成を持つアラブ社会で見られる集団的同害報復。血讐(feud)の一形態。

サイエド(sayyid) 「長老」の意味においてはシャイフと同義。一方、シャリーフとともに預言者ムハンマドの家族の子孫を指す。複数形はサーダ(sāda)。(I)

ザイド派(Zayd) シーア派の一派。(I)

サンジャク(sanjaq) 元々「旗」を表すトルコ語(アラビア語のリワー[liwā']と同義)。16世紀以降トルコにおける行政区画の単位として用いられる。(E)

シーア派(Shī‘i) 預言者ムハンマドの女婿アリーを預言者の跡を継ぐべき者に奉ずるイスラーム諸分派の総称。本来「アリーを支持する党派」(shī‘a ‘Alī)の略称。(I)

ジハード(jihād) イスラーム世界の拡大または防衛のための戦い。一般に聖戦と訳す。(I)

シャイフ(shaykh) 「長老」「老人」の意。さまざまな集団の長を意味することもあり、特にアラブのベドゥインは、各種血縁集団の長をシャイフと呼ぶ。尊敬を表す称号としてウラマーやスーアーにも与えられる。(I)

シャーフィイー派(Shāfi‘ī) スンナ派法学派のひとつ。現在シャーフィイー派の他、ハナフィー(Hanafi)派、マーリク(Malik)派、ハンバル(Hanbal)派の4派とワッハーブ派がある。(I)

シャーム(al-shām) 現在のシリア、レバノン、パレスチナ、ヨルダンを包括した歴史的シリア地域(C)。大シリアとも呼ばれる。

シャリーア (shari'a) 「イスラーム法」「聖法」。コーランを補うものとしてスンナ (sunna, 慣行・範例), キヤース (qiyās, 類推), イジュマー (ijmā', 共同体の合意) が法源として確立した。(I)

シャリーフ (sharīf) 「高貴な血筋の人」の意。複数はアシュラーフ (ashrāf)。専ら預言者ムハンマドの家族の子孫に用いられるが、その範囲は地方・時代によりまちまちである。(I)

スーフィー (sūfi) イスラーム世界における神秘家。スーフィーが作った教団をタリーカ (tarīqa) と呼び、主な教団にはイラクのカーディリー (Qadīrī) 教団、リファーアイ (Rifa'i) 教団、スーダンのハトミーヤ (Khatmiya) 教団などがある。(I)

スンナ派 (Sunnī) 正式には「スンナと共同体の民」。イスラーム共同体が全体として受け入れてきた預言者のスンナに従う人々を意味する。(I)

トウラニズム (Turanism) トルコ・ナショナリズムの一潮流。ユーラシア大陸に広がるトルコ系諸民族の一体性を追求しようとする立場をとる。(I)

ナキーブ (naqib) 「指導者」「長」の意。ここでは一定の地域におけるシャリーフの長を意味する。

ナーズィル (nāzir) 「監視者」「行政官」の意。

パシャ (pasha, アラビア語表記ではbāshā) オスマントルコ帝国支配下に置かれた地域で使われた称号。主として州軍政官や大臣などの高官に与えられた。(I)

ファトワー (fatwā) イスラーム法の解釈・適用に関し、資格を認められた法学の権威者が文書で提出する意見。(I)

ベイ (bay) (アラビア語表記でbay) 「首長」「支配者」を意味するトルコ語の称号beg (beg) が変化したもの。(I)

ベドウィン (badw) 正式にはバドゥ。町ではない所に住む人たちのことであるが、一般にはアラブ系遊牧民のことを指す。町に住む人々の意のハダリ (hadarī) に対応。(I)

ペルシア湾 (またはアラビア湾) イラン、イラク、クウェイト、アラブ首長国連邦、オマーンなどに囲まれたこの湾は地域により呼称が異なり、アラブ諸国の多くはアラビア湾、イランはペルシア湾と呼ぶ。

マウリド (mawlid) 生誕祭。預言者ムハンマドの生誕祭、シーア派の生誕祭、スンナ派神秘主義聖者のマウリドの3つのパターンがある。(I)

マジュリス (majlis) 「集会所」「サロン」「議会」などを表す。(I)

マドラサ (madrasa) 教育施設の意。伝統的にはウラマーを養成する高等教育施設。

(I)

マフディー (mahdi) 「尊かれた者」の意。メシアの意味でも用いられ、終末論的マフディー思想の伝統は根強い。(I)

マルジャイ・タクリード (marja'i al-taqlid) 模倣ないし競争において、常にその性質・知識をもって参照されるべき模範と見做される12イマーム派シーア派法学者。(E)

ムタサッリフ (mutasarrif) サンジャクにおける行政長官。(E)

ワクフ (waqf) イスラーム法において、ある物件の所有者がその用益権を放棄し、それからの収益が最初に設定された目的に使用されている限り、その処分権をも放棄することを意味し、それには政府または個人がモスク、マドラサ、病院などに対してその維持のために土地を寄進する場合と、個人が子孫のために信託する場合がある。通常こうした土地自身をワクフと呼ぶ。(I)

ワタニーヤ (waṭanīya) ワタンは「祖国」「郷土」の意。民族の地縁的・歴史的形成体としての意味を重視する思想。(I)

ワッハーブ (wahhab) 18世紀半ばアラビア半島に起こったイスラーム改革運動。スンナ派に属し、法学上ハンバル派の立場をとる。(I)

ワーリー (wālī) ウィラーヤを支配する長の意。(E)